

費用の配賦

2023年4月11日
北陸電力株式会社

費用の配賦(個別原価計算・送配電関連費)

- | | | | |
|----|------------------|---|----|
| 1. | 費用の配賦(個別原価計算)の概要 | … | 3 |
| 2. | 個別原価計算フロー | … | 4 |
| 3. | 6部門整理、一般管理費等の配分 | … | 8 |
| 4. | 販売費の配分、他社購入販売の配分 | … | 13 |
| 5. | 固定費／可変費への配分・整理 | … | 16 |
| 6. | 各需要種別への原価配分 | … | 19 |
| 7. | 保留原価の配分 | … | 25 |
| 8. | 送配電関連費 | … | 27 |

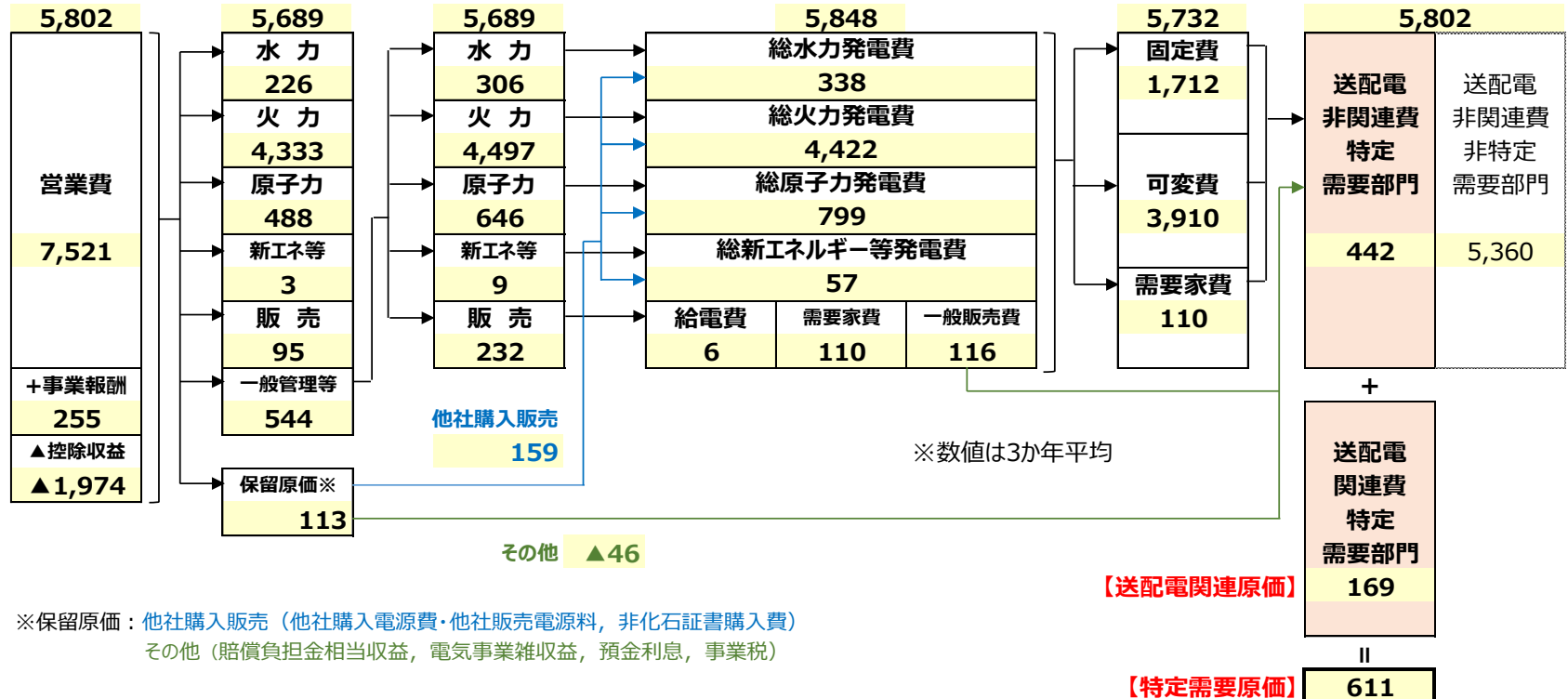
1. 費用の配賦(個別原価計算)の概要

以降、費用の配賦(個別原価計算・送配電関連費)に係る記載については、直近の燃料価格等を踏まえた再算定および2023年4月以降の新託送料金を反映させた数値であります。

・個別原価計算とは、費用ごとに積み上げた会社全体の原価(主に送配電非関連総原価)を、その機能や性質に応じて、特定需要部門※に配賦するプロセスであり、経済産業省令(みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則)に計算ルールが詳細に規定されております。

※規制部門。特定小売供給約款に基づき契約しているお客さま(契約種別：定額電灯、従量電灯、臨時電灯、公衆街路灯、低圧電力、臨時電力、農事用電力)が対象。

【送配電非関連総原価】



※保留原価：他社購入販売（他社購入電源費・他社販売電源料，非化石証書購入費）
その他（賠償負担金相当収益，電気事業雑収益，預金利息，事業税）

2. 個別原価計算フロー①

※単位は億円，2023～25年度の3か年平均
 ※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。
 (以下のページも同じ)

1. 送配電非関連
 総原価の算定
 (2条～5条)
 様式第一，第二

原価算定期間 (2023～25年度)					
送配電非関連総原価	5,802	=	3条 営業費 7,521	4条 事業報酬 255	5条 控除収益 ▲ 1,974
基礎原価等項目	5,689		保留原価 113	(他社購入・販売電力料，非化石証書購入費， 賠償負担金相当収益，電気事業雑収益， 預金利息，事業税)	

2. 6部門整理
 (6条1項)

6部門整理表	水力	火力	原子力	新工ネ等	販売	一般管理等	計
固有	226	4,333	488	3	95	544	5,689

スライド9

3. 一般管理費等のA B Cに
 による配分 (6条2項)
 別表第二に掲げる基準
 ※一部，事業者基準を設定

	水力	火力	原子力	新工ネ等	販売	一般管理等	計
一般管理	80	164	158	5	137	▲ 544	-

4. 第一次整理原価
 [5部門整理]
 (6条3項)
 様式第三

5部門整理表	水力	火力	原子力	新工ネ等	販売	一般管理等	計
固有	226	4,333	488	3	95	544	5,689
一般管理	80	164	158	5	137	▲ 544	-
計	306	4,497	646	9	232	-	5,689

スライド14

5. 販売費のA B Cによる配分
 (6条4項)
 別表第二に掲げる基準
 ※一部，事業者基準を設定
 様式第四

	給電	需要家	一般販売	計
	6	110	116	232

※一般販売は保留原価へ

2. 個別原価計算フロー②

- ・給電費 … 自らの需給に対する給電設備費用
- ・需要家費 … 集金・調定等に係る費用
- ・一般販売費 … 上記以外（自らの小売需要家に対する販売活動等）の費用

スライド15・17

6. 第二次整理原価
(6条6項, 7条)
7. 同 固定費・可変費配分
(8条)

	総水力	総火力	総原子力	総新エネ等	給電	計
自社分	306	4,497	646	9	6	5,463
購入販売※	33	▲ 75	153	49	-	159
計	338	4,422	799	57	6	5,622
固定費	365	578	765	▲ 1	6	1,712
可変費	▲ 27	3,844	33	59	0	3,910

指定（一部，事業者基準を設定）
様式第五

※保留原価より

8. 送配電非関連
需要（9条）
様式第六

	<固定費配分比(2:1:1)>	<可変費配分比(発受電量比)>	<需要家費配分比(口数比)>
非特定需要	92.856%	93.466%	46.818%
特定需要	7.144%	6.534%	53.182%
	↑①	↑②	↑③

スライド20

9. 送配電非関連費の
需要種別への配分
(10条)

	総水力	総火力	総原子力	総新エネ等	給電	需要家	計	固有原価比
非特定固定費	① { 339	① { 536	① { 711	① { ▲ 1	① { 5	-	1,590	27.734%
特定固定費	{ 26	{ 41	{ 55	{ ▲ 0	{ 0	-	122	2.134%
固定費計	365	578	765	▲ 1	6	-	1,712	29.867%
非特定可変費	② { ▲ 25	② { 3,593	② { 31	② { 55	② { 0	-	3,654	63.754%
特定可変費	{ ▲ 2	{ 251	{ 2	{ 4	{ 0	-	255	④ 4.457%
可変費計	▲ 27	3,844	33	59	0	-	3,910	68.211%
非特定需要家費	-	-	-	-	-	③ { 52	52	0.900%
特定需要家費	-	-	-	-	-	{ 59	59	1.022%
需要家費計	-	-	-	-	-	110	110	1.922%

10. 保留原価の配分 (11条～15条)

スライド25

	賠償負担金 相当収益 (11条)	一般販売費 (12条)	左記までの 原価比 (第一次追加 項目の配分)	第一次 追加項目※1 (13条)	左記までの 原価比 (第二次追加 項目の配分)	第二次 追加項目※2 (14条)	総追加項目 (15条)	原価合計
非特定固定費	① { ▲ 8	32	(27.641%)	▲ 29	(27.641%)	19	14	1,604
特定固定費								
固定費計	▲ 8	35	(29.768%)	▲ 31	(29.768%)	20	15	1,727
非特定可変費	-	74	(63.845%)	▲ 67	(63.845%)	43	50	3,704
特定可変費	-	④ 5	(4.463%)	▲ 5	(4.463%)	3	3	259
可変費計	-	79	(68.308%)	▲ 71	(68.308%)	46	54	3,963
非特定需要家費	-	1	(0.901%)	▲ 1	(0.901%)	1	1	52
特定需要家費	-	1	(1.023%)	▲ 1	(1.023%)	1	1	59
需要家費計	-	2	(1.924%)	▲ 2	(1.924%)	1	2	112
							総計	5,802

※1:電気事業雑収益, 預金利息

※2:事業税

11. 送配電非関連費, 送配電関連費等計算表 (16条)

様式第七

	固定費			可変費		
	固有	追加	計	固有	追加	計
送配電非関連費 (特定需要)	122	1	123	255	3	259
	需要家費			合計		
	固有	追加	計	固有	追加	計
	59	1	59	436	5	442

(参考)送配電非関連費計特定需要比率: 7.613%

スライド28・29

	計
送配電関連費(特定需要)	169
配電関連費(特定需要)	-
	総送配電関連費

2. 個別原価計算フロー④

12. 原価等集計表 (17条)

	総固定費	総可変費	総需要家費	総送配電 関連費	合計
特定需要	123	259	59	169	611

13. 料金の決定等 (18条) 様式第八

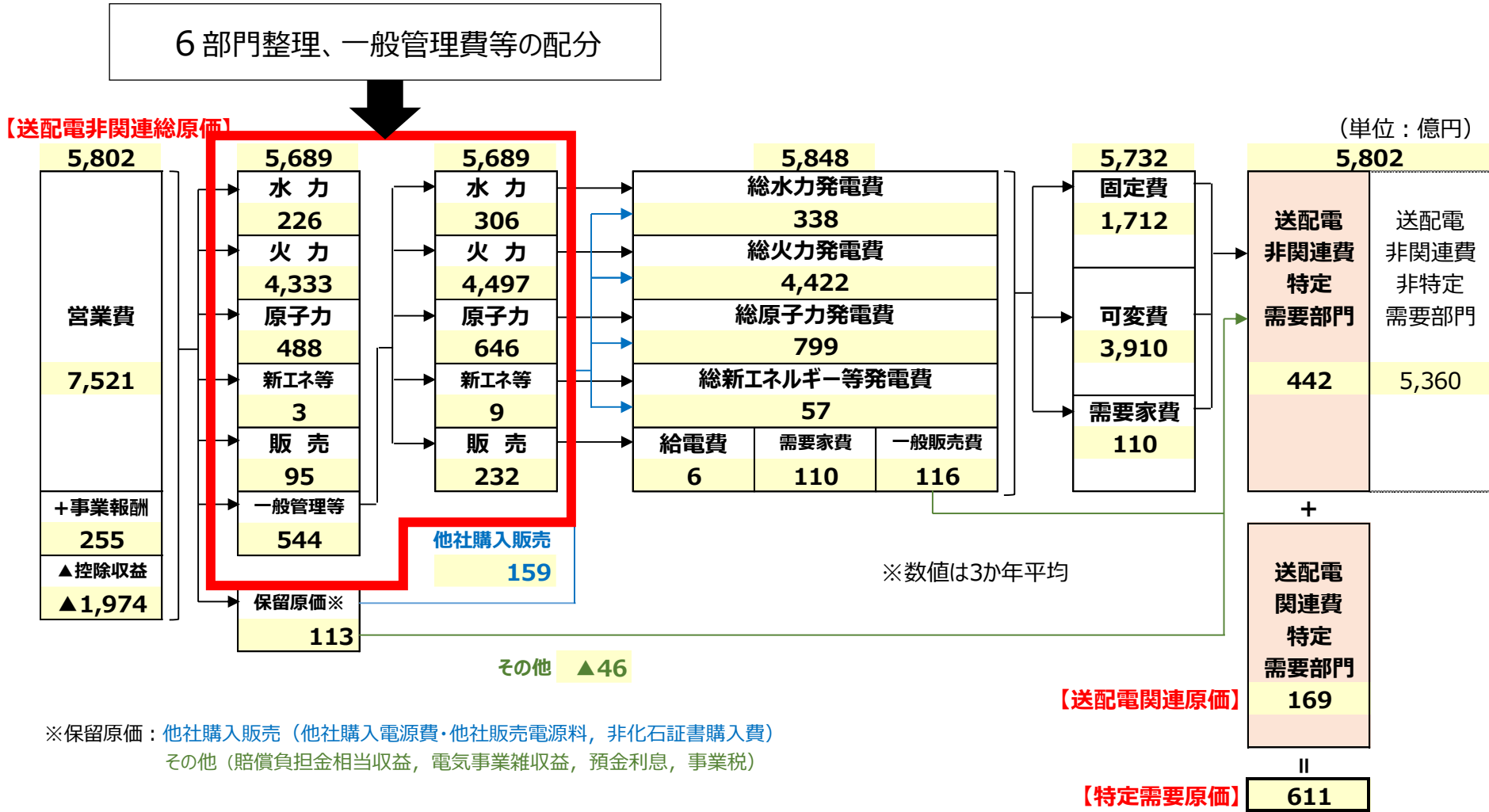
	総固定費	総可変費	総需要家費	総送配電 関連費	合計	販売電力量 (10 ⁶ kWh)	単価 (円/kWh)	想定料金 収入
特定需要	123	259	59	169	611	1,652	35.38	584

<個別原価配分結果>

(単位：億円, 10⁶kWh, 円/kWh)

	需要	総固定費		総可変費		総需要家費		送配電非関連費 計	
		原価	単価	原価	単価	原価	単価	原価	単価
特定需要	1,652	123	7.47	259	15.68	59	3.59	442	26.74
		総送配電関連費		合計					
		原価	単価	原価	単価				
		169	10.26	611	37.00				

3. 6部門整理、一般管理費等の配分



3. 6部門整理、一般管理費等の配分

- ・基礎原価等項目ごとに、発生の主な原因を勘案(電気事業会計規則に基づく会計整理の考え方に準拠)して6部門に整理します。
 - ・このうち一般管理費等に整理された額を、活動基準原価計算「A B C※」の考え方にに基づき5部門に配分します。
 - (1)基礎原価等項目のうち、発生の主な原因に応じて配分が可能な額を5部門(水力～販売)に直接整理(「直課」)します。
 - (2)特定の部門に直課が困難な額を活動帰属基準又は配賦基準により5部門に配分(「帰属」・「配賦」)します。
- ※「A B C : Activity Based Costing」とは、費用配分の適正性を高めるため、複数部門に共通に関連する費用を、発生の原因に応じて可能な限り各部門に直接整理した上で、残りを客観的・合理的な基準等により配分する手法。

■一般管理費等配分後の5部門整理結果

(単位：億円，3か年平均)

		水力	火力	原子力	新エネ等	販売	計
固有費		226 (73.9%)	4,333 (96.4%)	488 (75.6%)	3 (37.9%)	95 (40.8%)	5,145 (90.4%)
一般 管理等	直課	0 (0.1%)	18 (0.4%)	45 (6.9%)	0 (0.1%)	1 (0.2%)	63 (1.1%)
	帰属	33 (10.7%)	55 (1.2%)	32 (4.9%)	2 (23.9%)	45 (19.5%)	167 (2.9%)
	配賦	47 (15.2%)	91 (2.0%)	81 (12.6%)	3 (38.1%)	91 (39.4%)	314 (5.5%)
		80 (26.1%)	164 (3.6%)	158 (24.4%)	5 (62.1%)	137 (59.2%)	544 (9.6%)
合計		306 (100.0%)	4,497 (100.0%)	646 (100.0%)	9 (100.0%)	232 (100.0%)	5,689 (100.0%)

約92%

()内は各部門ごとの固有・一般管理等構成比

■ みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則(認可申請時点)抜粋

第6条

事業者は、第3条第1項に規定する営業費項目、第4条第1項に規定する電気事業報酬及び前条第1項に規定する控除収益項目のうち、役員給与、(中略)及び電気事業報酬(以下「基礎原価等項目」という。)として前節の規定により算定された額の原価算定期間における合計額を、基礎原価等項目ごとに、次の各号に掲げる部門に、発生の主な原因を勘案して、配分することにより整理しなければならない。

- 1 水力発電費
- 2 火力発電費
- 3 原子力発電費
- 4 新エネルギー等発電費
- 5 販売費
- 6 一般管理費等(一般管理費、開発費、開発費償却、株式交付費、株式交付費償却、社債発行費、社債発行費償却、法人税等及び電気事業報酬をいう。)

2 事業者は、前項の規定により同項第6号に掲げる部門に整理された基礎原価等項目を、別表第2第1表及び第2表に掲げる基準により、同項第1号から第5号までに掲げる部門にそれぞれ配分することにより整理しなければならない。

別表第2第1表1

- (1)基礎原価等項目ごとの額のうち発生の主な原因に応じて配分が可能な額を、基礎原価等項目ごとに、各部門に直接整理(以下「直課」という。)すること。
- (2)(1)の整理により難しい基礎原価等項目ごとの額を、第2表に定める活動帰属基準(代表的な物量若しくは金額の比率をいう。)又は配賦基準(他の基礎原価等項目において整理済みの物量若しくは金額の比率をいう。)を用いて整理すること。

(参考)一般管理費等の配分に係る基準①

	料金算定規則	
役員給与	帰属	各部門人員数比
給料手当	帰属	同上
給料手当振替額(貸方)	帰属	同上
退職給与金	帰属	同上
厚生費	帰属	同上
雑給	帰属	同上
消耗品費	帰属	同上
修繕費	帰属	各部門業務用建物床面積比(自己+賃借)
補償費	配賦	各部門補償費比
賃借料	帰属	各部門業務用建物床面積比(賃借物件)
委託費	配賦	各部門業務用建物床面積比(自己+賃借)
損害保険料	配賦	各部門損害保険料比
普及開発関係費	配賦	各部門原価比
養成費	帰属	各部門人員数比
研究費	配賦	研究費比
諸費	配賦	各部門人員数比
固定資産税	帰属	各部門業務用建物床面積比(自己所有)

(参考)一般管理費等の配分に係る基準②

- ・一般管理費等のうち、雑税・電気事業報酬については、費用をより適切に配分する観点から、料金算定規則に定められた基準ではなく、事業者の実情に応じた基準「事業者設定基準」を設定しております。

料金算定規則		
雑税	配賦	各部門雑税支出額比
減価償却費	帰属	各部門業務用建物床面積比(自己所有)
固定資産除却費	帰属	同上
建設分担関連費振替額(貸方)	帰属	各部門設備別帳簿原価比
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	配賦	各部門原価比
社債発行費	帰属	各部門設備別帳簿原価比
法人税等	配賦	各部門原価比
電気事業報酬	配賦	内容ごとに各部門設備別帳簿価格比



事業者設定基準		
都県市町村民税 事業所税	帰属	各部門人員数比
その他の雑税	配賦	各部門雑税支出額比



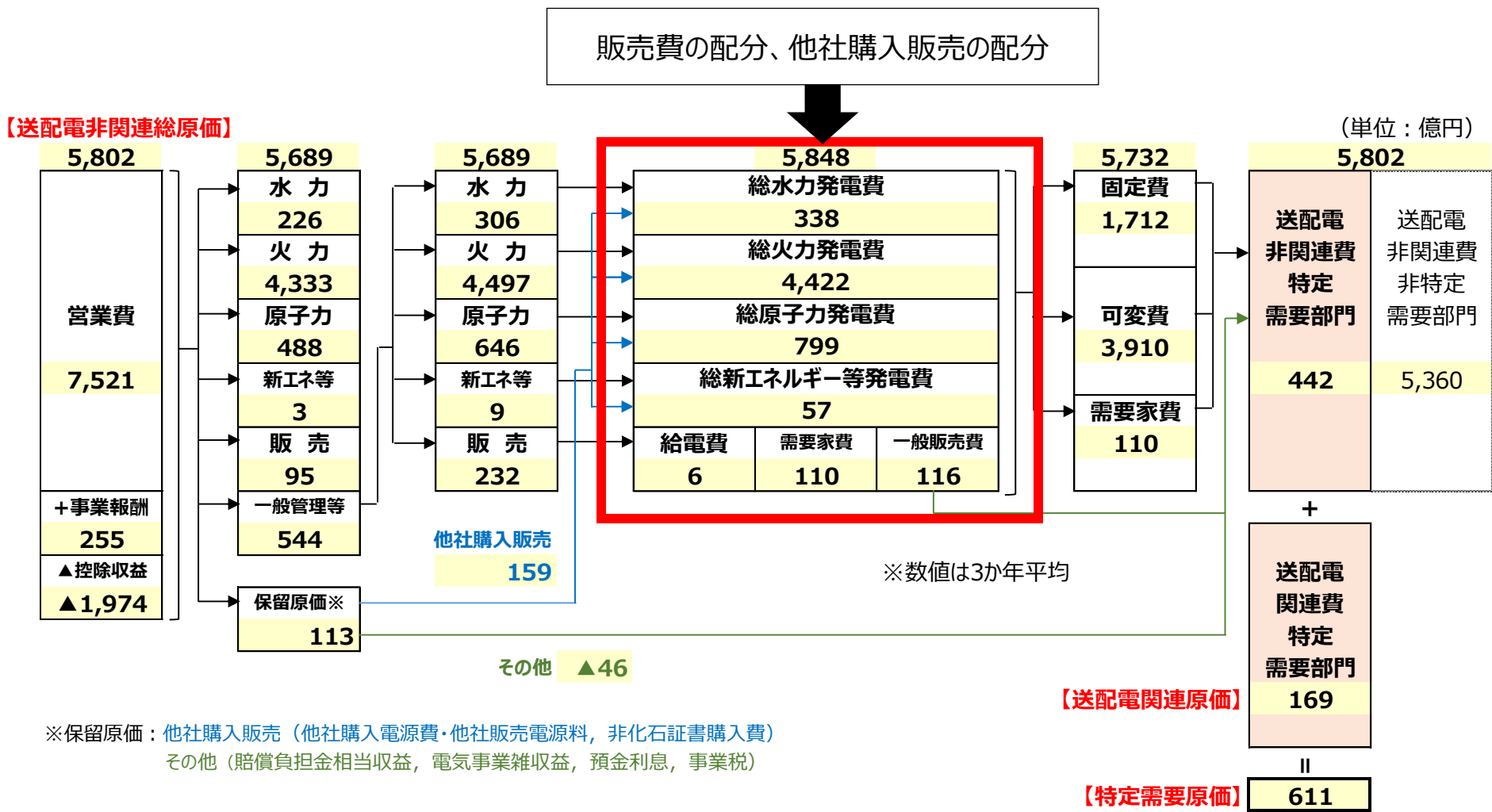
事業者設定基準		
運転資本(営業資本)	帰属	各部門原価比
その他の電気事業報酬	配賦	各部門帳簿価格比

■ みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則(認可申請時点)抜粋

第6条

- 5 第二項及び前項の規定において、**事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である場合**であって、当該事業者が当該基準を、あらかじめ、経済産業大臣に届け出たときは、**第二項及び前項の基準によらないことができる。**

4. 販売費の配分、他社購入販売の配分



※保留原価：他社購入販売（他社購入電源費・他社販売電源料，非化石証書購入費）
 その他（賠償負担金相当収益，電気事業雑収益，預金利息，事業税）

・販売費に整理された額を、A B Cの考え方にに基づき、給電設備に係る費用を「給電費」に、集金・調定等に係る費用を「需要家費」に、その他の費用を「一般販売費」に配分します。

■ 販売費の配分結果

(単位：億円，3か年平均)

	対象費目	配分比率	計	販売費		
				給電費	需要家費	一般販売費
直課	消耗品費(一部), 委託費(一部), 普及開発関係費, 諸費(一部) 等	-	27	0	25	2
帰属 ・ 配賦※	給与手当, 厚生費, 養成費 等	人員数比	83	4	34	46
	修繕費, 委託費(直課以外), 減価償却費等	業務用建物床面積比 等	122	2	51	68
	合 計		232	6	110	116

※法人税等及び電気事業報酬は、料金算定規則に定められた基準（人員数比）ではなく、事業者の実情に応じた基準「事業者設定基準」を設定
法人税等：各部門原価比，電気事業報酬：業務用建物床面積比（自己所有）

■ みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則(認可申請時点)抜粋

第6条

4 事業者は、前項の規定により各部門に整理された第一次整理原価について、販売費の部門の第一次整理原価を、基礎原価等項目ごとに、別表第2第1表及び第2表に掲げる基準により、給電設備に係る第一次整理原価(以下「**給電費**」という。)、調定及び集金に係る第一次整理原価(以下「**需要家費**」という。)並びにその他販売費(以下「**一般販売費**」という。)に配分することにより整理し、様式第四により販売費整理表を作成しなければならない。

4. 他社購入販売の配分

・他社購入販売項目(他社購入電源費、非化石証書購入費、他社販売電源料)について、発生の主な原因及び発電原動力の種別を勘案して、4部門に配分します。

■ 他社購入販売項目の配分結果

(単位：億円，3か年平均)

対象費目	水力	火力	原子力	新エネルギー	計
他社購入電源費	469	1,044	196	297	2,006
非化石証書購入費	13	-	-	1	14
他社販売電源料	▲ 449	▲ 1,119	▲ 44	▲ 249	▲ 1,861
合計	33	▲ 75	153	49	159

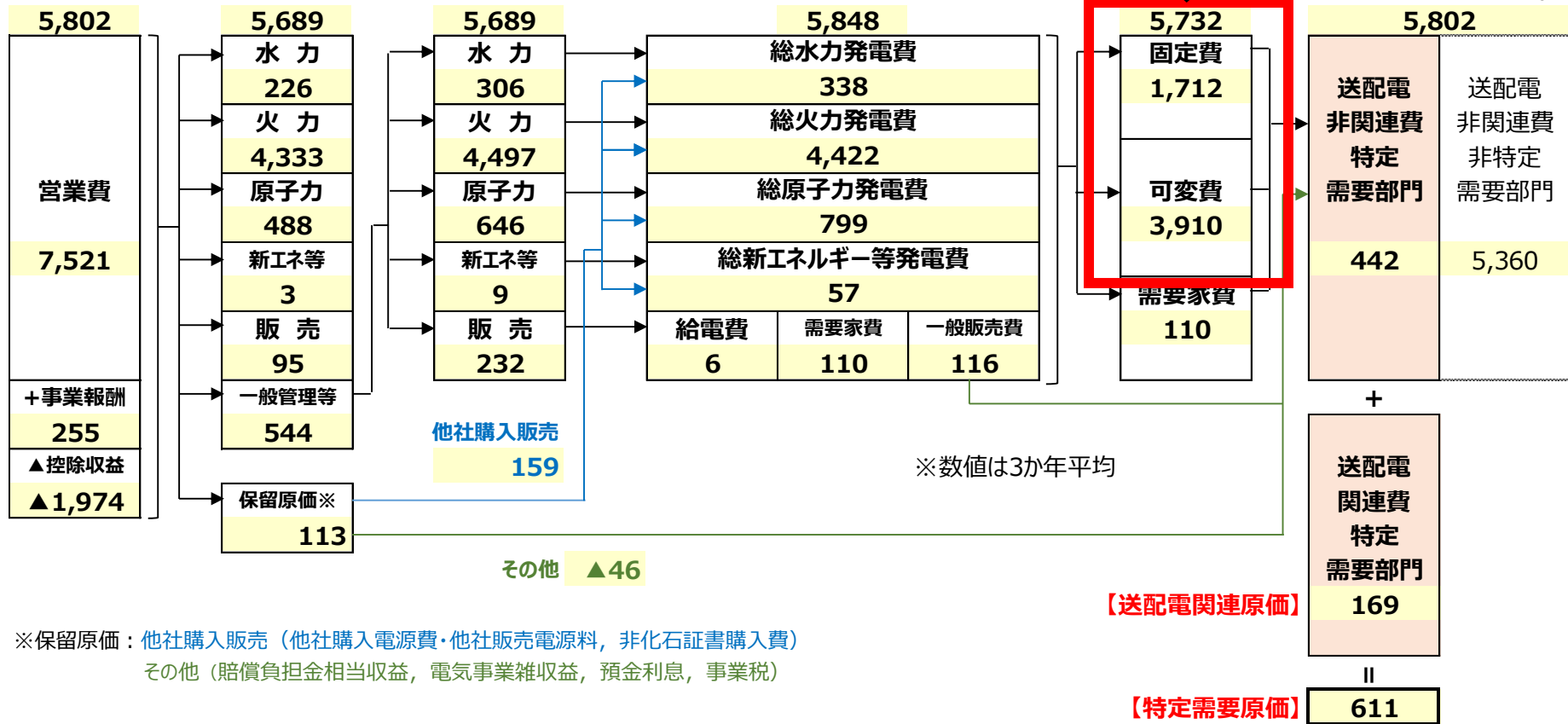
■ みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則(認可申請時点)抜粋

第6条

6 事業者は、期間原価等項目のうち、購入販売電源項目(他社購入電源費(原子力廃止関連仮勘定償却費を除く。)、非化石証書購入費及び他社販売電源料(原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益を除く。))として、第三条又は前条の規定により算定された額を、発生の主な原因及び発電原動力の種別を勘案して、水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電費及び原子力発電費に配分することにより整理(中略)しなければならない。

固定費／可変費への配分整理

【送配電非関連総原価】



※保留原価：他社購入販売（他社購入電源費・他社販売電源料，非化石証書購入費）
 その他（賠償負担金相当収益，電気事業雑収益，預金利息，事業税）

・販売電力量に関わらず必要な費用は「固定費」、販売電力量によって変動する費用は「可変費」へ整理します。
 ・ただし、火力発電費のうち環境対策費(ばい煙処理施設に係る費用)については「可変費」へ整理します。

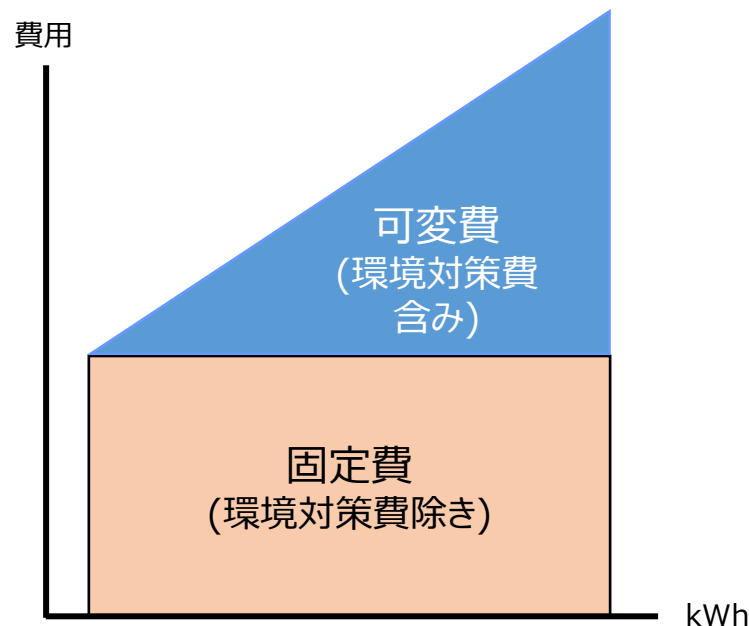
■ 固定費／可変費への配分結果

(単位：億円, 3か年平均)

送配電非関連費		
計	固定費	可変費
5,622	1,712	3,910

可 変 費	販売電力量によって変動する費用 【費用の具体例】 ・燃料費 ・使用済燃料再処理等拠出金発電費 ・他社購入販売のうち電力量料金 ・消耗品費のうち50%※ ・火力発電費のうち環境対策費
固 定 費	販売電力量に関わらず必要な費用 【費用の具体例】 ・人件費(環境対策費除き) ・減価償却費(環境対策費除き) ・他社購入販売のうち基本料金 ・消耗品費のうち50%※(環境対策費除き)

[イメージ]



※消耗品費は、固定費と可変費双方の要素を持つが、厳密な区分は困難であるため、固定費・可変費に1 / 2 ずつ整理

■ みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則(認可申請時点)抜粋

第8条

事業者は、前条の規定により整理された送配電非関連費(需要家費及び一般販売費を除く。)を、基礎原価等項目及び購入販売電源項目ごとに、次の各号に掲げる基準により、販売電力量にかかわらず必要な送配電非関連費(以下「送配電非関連固定費」という。)及び販売電力量によって変動する送配電非関連費(以下「送配電非関連可変費」という。)に配分することにより整理し、様式第五により送配電非関連費明細表を作成しなければならない。ただし、火力発電費であって、大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第二条第三項に規定するばい煙処理施設に係る送配電非関連費(以下「環境対策費」という。)については、送配電非関連可変費に配分することにより整理しなければならない。

各需要種別への原価配分、保留原価の配分



(単位：億円)

【送配電非関連総原価】

営業費	5,802
	7,521
+事業報酬	255
▲控除収益	▲1,974

水力	226
火力	4,333
原子力	488
新工ネ等	3
販売	95
一般管理等	544
保留原価※	113
合計	5,689

水力	306
火力	4,497
原子力	646
新工ネ等	9
販売	232
他社購入販売	159
合計	5,689

その他 ▲46

総水力発電費	338
総火力発電費	4,422
総原子力発電費	799
総新エネルギー発電費	57
給電費	6
需要家費	110
一般販売費	116
合計	5,848

※数値は3か年平均

固定費	1,712
可変費	3,910
需要家費	110
合計	5,732

送配電非関連費	5,802
特定需要部門	442
送配電非関連費 非特定需要部門	5,360

送配電関連費	169
特定需要部門	169

【送配電関連原価】

【特定需要原価】

合計	611
----	-----

※保留原価：他社購入販売（他社購入電源費・他社販売電源料，非化石証書購入費）
 その他（賠償負担金相当収益，電気事業雑収益，預金利息，事業税）

・各需要種別への原価配分については、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則に基づき、固定費、可変費、需要家費ごとに、以下の比率を用いて配分します。

固定費	可変費	需要家費
2 : 1 : 1 比※で配分	発受電量比で配分	口数比で配分

※2 : 1 : 1配分比率(%)=(最大電力ウエイト×2+夏期尖頭時責任電力ウエイト×0.5+冬期尖頭時責任電力ウエイト×0.5+発受電量ウエイト×1)／4

■各需要種別への配分結果

(単位：億円，3か年平均)

固定費			可変費			需要家費		
計	非特定需要	特定需要	計	非特定需要	特定需要	計	非特定需要	特定需要
1,712	1,590	122	3,910	3,654	255	110	52	59

■固定費・可変費・需要家費の各需要種別への配分比率

(2023~25年度平均の想定値)

	最大電力(10 ³ kW)	尖頭時責任電力(10 ³ kW)		発受電量(10 ⁶ kWh)	口数(千口)
		夏期	冬期		
非特定需要	4,393.8 (92.579%)	4,393.8 (92.771%)	4,290.8 (92.828%)	25,431.7 (93.466%)	11,352.6 (46.818%)
特定需要	352.2 A (7.421%)	342.4 B (7.229%)	331.5 C (7.172%)	1,778.0 D (6.534%)	12,896.0 (53.182%)
合計	4,746.0	4,736.2	4,622.3	27,209.7	24,248.6

()内は各需要種別の構成比

・2 : 1 : 1配分比率

特定需要配分比率(%)=(A : 7.421%×2 + B : 7.229%×0.5 + C : 7.172%×0.5 + D : 6.534%×1)／4 = **7.144%**

6. 各需要種別への原価配分

■ みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則(認可申請時点)抜粋

第9条

事業者は、送配電非関連需要について、原価算定期間における次の各号に掲げる値を、非特定需要(特別高圧需要、高圧需要及び低圧需要(特定需要を除く。))を合成した需要をいう。)及び特定需要ごとに、供給計画等を基に算定しなければならない。

- 1 最重負荷日の最大需要電力の平均値(以下「**最大電力**」という。)
- 2 4月1日から9月末日までの期間の最重負荷日の最大尖頭負荷時における需要電力の平均値(以下「**夏期尖頭時責任電力**」という。)
- 3 10月1日から翌年3月末日までの期間の最重負荷日の最大尖頭負荷時における需要電力の平均値(以下「**冬期尖頭時責任電力**」という。)
- 4 その電気を供給する事業の用に供するために事業者が発電する電気の量及び他の者から受電する電気の量を合計して得た値から当該事業者がその小売電気事業等を行うために使用する電気の量を控除して得た値の平均値(以下「**発受電量**」という。)
- 5 月ごとの契約口数を合計して得た値(以下「**口数**」という。)

4 事業者は、送配電非関連需要について、第1項又は第2項の規定により算定された値を基に、次の各号に掲げる割合を算定しなければならない。

- 1 非特定需要及び特定需要の最大電力を合計した値のうちに非特定需要及び特定需要ごとの最大電力の占める割合
- 2 非特定需要及び特定需要の夏期尖頭時責任電力を合計した値のうちに非特定需要及び特定需要ごとの夏期尖頭時責任電力の占める割合
- 3 非特定需要及び特定需要の冬期尖頭時責任電力を合計した値のうちに非特定需要及び特定需要ごとの冬期尖頭時責任電力の占める割合
- 4 非特定需要及び特定需要の発受電量を合計した値のうちに**非特定需要及び特定需要ごとの発受電量の占める割合**

5 事業者は、送配電非関連需要について、前項各号の規定により算定された割合を基に、**非特定需要及び特定需要ごとに、同項第1号の割合に2を、同項第二号の割合に0.5を、同項第三号の割合に0.5を、同項第四号の割合に1を乗じて得た値の合計の値を、4で除して得た値を算定**しなければならない。

6 事業者は、送配電非関連需要について、第1項第5号又は第2項の規定により算定された値を基に、**非特定需要及び特定需要の口数を合計した値のうちに非特定需要及び特定需要ごとの口数の占める割合を算定**しなければならない。

■ みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則(認可申請時点)抜粋

第10条

2 事業者は、次の表の上欄に掲げる送配電非関連費を、同表の中欄に掲げる割合及び値により算定し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならない。

1 第8条第1項又は第3項の規定により整理された総水力発電費、総火力発電費、総新エネルギー等発電費、総原子力発電費及び給電費ごとの送配電非関連固定費のそれぞれの合計額	前条第5項の規定により算定された値	固有固定費
2 第8条第1項又は第3項の規定により整理された総水力発電費、総火力発電費、総新エネルギー等発電費、総原子力発電費及び給電費ごとの送配電非関連可変費のそれぞれの合計額	前条第4項第4号の規定により算定された割合	固有可変費
3 第7条の規定により整理された需要家費の合計額	前条第6項の規定により算定された割合	固有需要家費

$$\cdot 2 : 1 : 1 \text{配分比率}(\%) = (\text{最大電力ウェイト} \times 2 + \text{夏期尖頭時責任電力ウェイト} \times 0.5 + \text{冬期尖頭時責任電力ウェイト} \times 0.5 + \text{発受電量ウェイト} \times 1) / 4$$

[イメージ(夏期)]



- ・尖頭時責任電力 …… 夏期・冬期の最大電力発生時(夏期は15時, 冬期は10時)における需要種別(非特定需要・特定需要)ごとの需要電力
- ・最大電力 …… 年間最大電力発生日(夏期)における需要種別ごとの最大需要(特定需要の場合は20時)

- ・料金算定の前提となる需要およびデータ取得可能なスマートメーターデータ(約75万件、2019-21年度平均)を基に、各需要種別の時間帯別電力需要を算出しております。
- ・上記に基づき、「2 : 1 : 1 比」で使用される【1】年間最大電力発生日(夏期)の各需要種別最大需要(特定需要は20時に発生)、【2】夏期最大電力発生時の各需要種別電力需要、【3】冬期最大電力発生時の各需要種別電力需要を算定しております。

①各需要種別の電力量

需要種別ごとの月間電力量、最大3日日量比率※を用い、夏期・冬期最大電力発生日電力量を算出(夏期最大電力は8月、冬期は1月に主に発生)

※月間電力量日平均における最大電力発生日(上位3日)電力量日平均の比率

スマートメーターによりデータ取得可能な全数(約75万件)を基に算出



②各需要種別の時間帯別電力需要比率

夏期・冬期最大電力発生日の時間帯別(1~24時)電力需要比率を算出



各需要種別の時間帯別電力需要

【1】年間最大電力発生日(夏期)における各需要種別電力需要(特定需要は20時に発生)

【2】夏期最大電力発生時における各需要種別電力需要

【3】冬期最大電力発生時における各需要種別電力需要

7. 保留原価の配分

・整理を保留していた原価については、以下の通り配分します。

(単位：億円，3か年平均)

	金額	区分	各需要種別への配分比率	
①賠償負担金相当収益	▲ 8	固定費	2 : 1 : 1 比	
②一般販売費	116	固/可/需	原価比	保留原価配分前の固有費比
③電気事業雑収益	▲ 104	固/可/需	原価比	保留原価配分前の固有費 + ①～②の合計額の比
④預金利息	▲ 0	固/可/需	原価比	保留原価配分前の固有費 + ①～②の合計額の比
⑤事業税	67	固/可/需	原価比	保留原価配分前の固有費 + ①～④の合計額の比

【注】原子力廃止関連仮勘定償却費・廃炉円滑化負担金相当収益・電力費振替勘定(貸方) は想定値無し

■ みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則(認可申請時点)抜粋

第11条

事業者は、送配電非関連費として、期間原価等項目のうち原子力廃止関連仮勘定償却費、他社購入電源費(原子力廃止関連仮勘定償却費に限る。)、他社販売電源料(原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益に限る。)、**賠償負担金相当収益**及び廃炉円滑化負担金相当収益として前節の規定により算定された額の原価算定期間における合計額を整理しなければならない。

2 事業者は、前項の規定により整理された送配電非関連費を、**送配電非関連固定費**に整理しなければならない。

7. 保留原価の配分

■ みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則(認可申請時点)抜粋

第12条

事業者は、送配電非関連固定費、送配電非関連可変費及び需要家費として、第6条第4項又は同条第5項の規定により整理された一般販売費を、第十条の規定により整理された送配電非関連固定費の合計額、送配電非関連可変費の合計額及び需要家費の合計額のこれらの合計額の合計額に占める割合により、配分することにより整理しなければならない。

第13条

事業者は、期間原価等項目のうち、第5条規定により電気事業雑収益及び預金利息として算定された額を、次の各号に掲げる割合により、当該各号に定める区分に配分することにより整理しなければならない。

- 1 第10条から第12条までの規定により整理された送配電非関連固定費の合計額の第10条から第12条までの規定により整理された送配電非関連固定費の合計額、送配電非関連可変費の合計額及び需要家費の合計額の合計額に占める割合 送配電非関連固定費
- 2 第10条から第12条までの規定により整理された送配電非関連可変費の合計額の第10条から第12条までの規定により整理された送配電非関連固定費の合計額、送配電非関連可変費の合計額及び需要家費の合計額の合計額に占める割合 送配電非関連可変費
- 3 第10条から第12条までの規定により整理された需要家費の合計額の第10条から第12条までの規定により整理された送配電非関連固定費の合計額、送配電非関連可変費の合計額及び需要家費の合計額の合計額に占める割合 需要家費

第14条

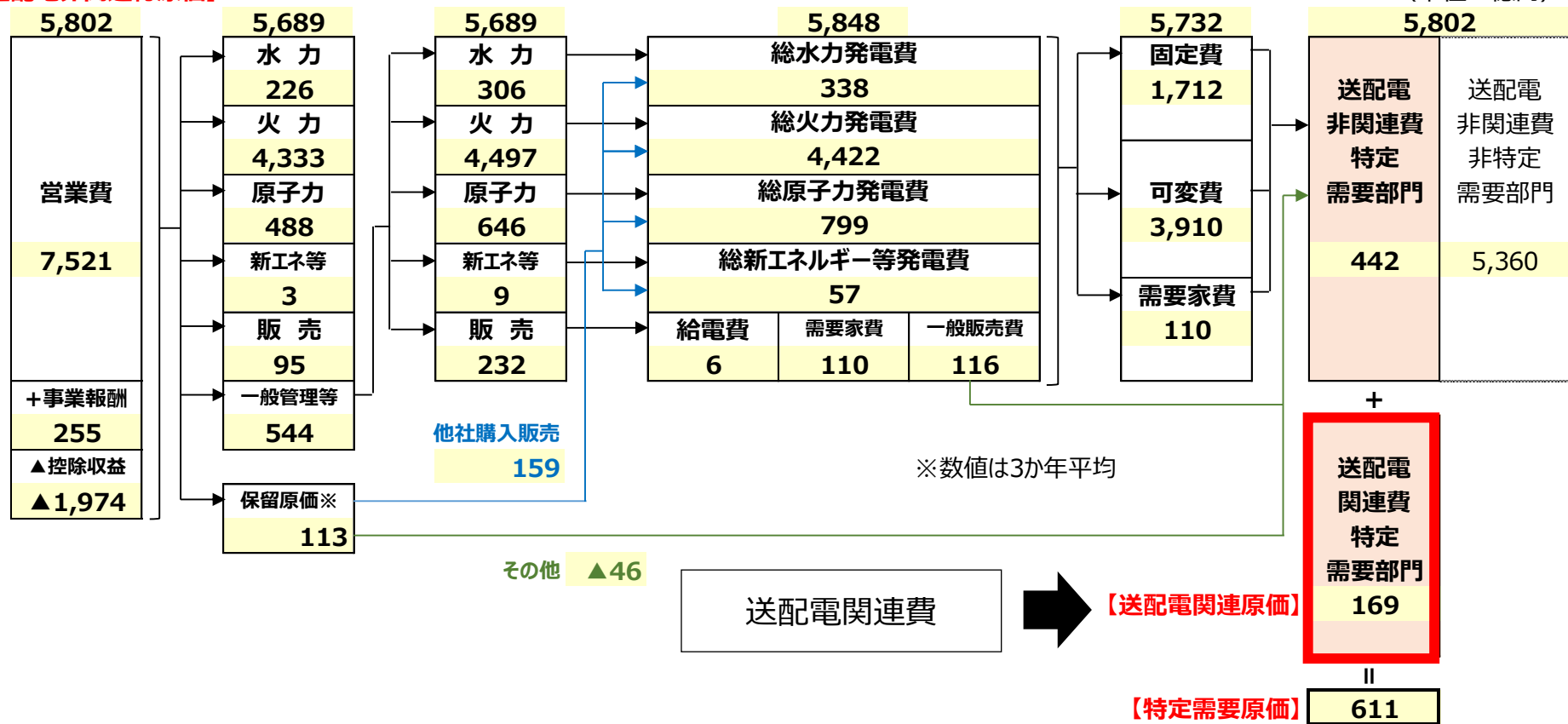
事業者は、期間原価等項目のうち、第3条の規定により事業税及び電力費振替勘定(貸方)として算定された額を、次の各号に掲げる割合により、当該各号に定める区分に配分することにより整理しなければならない。

- 1 第10条から前条までの規定により整理された送配電非関連固定費の合計額の第10条から前条までの規定により整理された送配電非関連固定費の合計額、送配電非関連可変費の合計額及び需要家費の合計額の合計額に占める割合 送配電非関連固定費
- 2 第10条から前条までの規定により整理された送配電非関連可変費の合計額の第10条から前条までの規定により整理された送配電非関連固定費の合計額、送配電非関連可変費の合計額及び需要家費の合計額の合計額に占める割合 送配電非関連可変費
- 3 第10条から前条までの規定により整理され需要家費の合計額の第10条から前条までの規定により整理された送配電非関連固定費の合計額、送配電非関連可変費の合計額及び需要家費の合計額の合計額に占める割合 需要家費

8. 送配電関連費

【送配電非関連総原価】

(単位：億円)

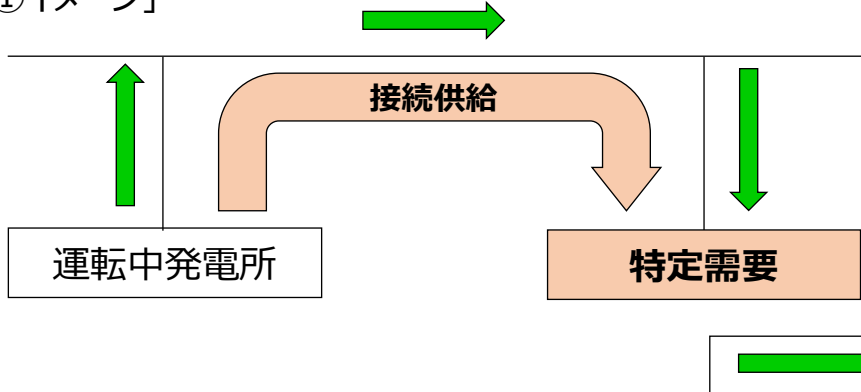


8. 送配電関連費

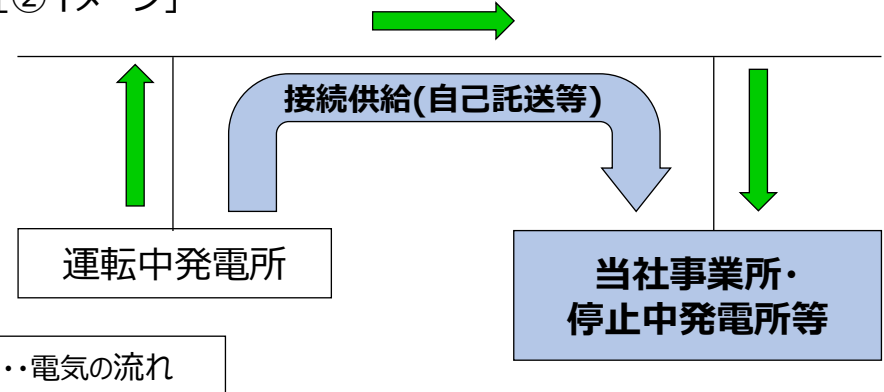
- ・送配電関連費として、一般送配電事業者(北陸電力送配電)が設定する託送供給等約款に基づき、特定需要に応ずる電気の供給に係る託送供給に要する費用に相当する額を原価に算入します。
- ・具体的には、①特定需要に応ずる電気の供給に係る費用、②小売電気事業を行うために当社が使用する電気の供給に係る費用(自己託送等)のうち特定需要相当を原価に算入しております。

【注】申請時点で特定小売供給を行う地域で配電事業者は存在しないため、今回、料金算定規則第16条第3項に規定されている配電関連費は未織込。

[①イメージ]



[②イメージ]



■ みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則(認可申請時点)抜粋

第16条

- 2 特定需要に応ずる電気の供給に係る託送供給に要する費用に相当する額(その小売電気事業等を行うために当該事業者が使用する電気(特定需要に応ずるものに限る。))に係る託送供給に要する費用に相当する額を含む。)として、特別関係事業者(一般送配電事業者であるものに限る。)が法第18条第1項の認可の申請をした託送供給等約款又は特別関係事業者(一般送配電事業者であるものに限る。)が同項の認可を受けた託送供給等約款に基づき算定した額 **送配電関連費**

・現在の契約に基づいた、特定小売供給約款上の契約種別と北陸電力送配電における託送供給等約款上のサービスメニューとの対応関係を踏まえ、2023年4月以降の新託送供給等約款料金単価をもとに算定した169億円を送配電関連費として織込んでおります。

■ 特定需要部門（新託送料金ベース）

	今回… A (3か年平均)
販売電力量	17億kWh
送配電関連費	169億円 [10.26円/kWh]



■ 特定需要部門（認可申請時、旧託送料金ベース）

	今回… B (3か年平均)	A - B
販売電力量	17億kWh	-
送配電関連費	147億円 [8.90円/kWh]	+ 22億円 [+1.36円/kWh]



(参考)送配電関連費の具体的な算定方法

・以下の対応関係に基づき、送配電関連費を算定しております。

①特定需要に応ずる電気の供給に係る費用

需要諸元		×	料金単価	
特定小売契約種別			適用託送供給サービスメニュー	
定額電灯・公衆街路灯(Aの一部)	→	電 灯	定額接続送電サービス(400VA以下の電灯・小型機器)	
従量電灯・公衆街路灯(Aの一部・B)	→		標準接続送電サービス(実量、主開閉器・S B)	
臨時電灯A	→		臨時定額接続送電サービス	
臨時電灯B・C	→		臨時接続送電サービス	
低圧電力・農事用電力	→	動 力	標準接続送電サービス(実量、主開閉器・S B)	
臨時電力(定額制)	→		臨時定額接続送電サービス	
臨時電力(従量制)	→		臨時接続送電サービス	

②小売電気事業を行うために当社が使用する電気の供給に係る費用

需要諸元		×	料金単価	
対象項目			適用託送供給サービスメニュー	
当社事業所、停止中発電所所内電力、 揚水式動力にかかるロス相当	→		対象需要ごとに、定額・標準接続送電サービス、 従量接続送電サービス(自己託送)を適用	

➡ 上記のうち、送配電非関連原価比(7.613%)により特定需要相当を算定

近接性評価割引

(一定の地域で発電された電気に対する、当該発電による送配電設備の投資抑制、電力損失の低減を評価し、一定の割引を行う制度)

➡ 上記のうち、発受電比(6.534%)により特定需要相当を算定

託送供給サービスメニュー			単位	料金単価 [※]		
				旧託送…A (~2023.3)	新託送…B (2023.4~)	B - A
電 灯	定額接続送電サービス					
	電灯料金	100Wごとに	1灯	324.27	373.84	+49.57
	小型機器料金	100VAごとに	1機器	193.72	223.32	+29.60
	標準接続送電サービス					
	基本料金	実量契約	1kW	170.50	242.00	+71.50
		SB・主開閉器契約	1kVA	132.00	192.50	+60.50
	電力量料金		1kWh	7.01	7.39	+0.38
	臨時定額接続送電サービス(100VAごとに・1日につき)			5.74	6.63	+0.89
	臨時接続送電サービス					
	基本料金		1kVA	電灯標準+10%		
電力量料金		1kWh	7.71	8.13	+0.42	
従量接続送電サービス			9.80	11.36	+1.56	
動 力	標準接続送電サービス					
	基本料金	実量契約	1kW	462.00	539.00	+77.00
		SB・主開閉器契約	1kW	335.50	396.00	+60.50
	電力量料金		1kWh	5.24	5.57	+0.33
	臨時定額接続送電サービス(1kW・1日につき)			87.46	99.09	+11.63
	臨時接続送電サービス					
	基本料金		1kW	動力標準+20%		
	電力量料金		1kWh	6.29	6.68	+0.39
従量接続送電サービス			12.82	14.40	+1.58	

※「料金単価」の単位は円、消費税等相当額を含む

以上